

川越市における建築物に付置すべき駐車施設に関する条例の一部改正(素案)の概要について

平成23年11月
都市計画部都市計画課

I. 改正の背景及び趣旨

川越市における建築物に付置すべき駐車施設に関する条例は、駐車場法（昭和32年制定）の規定をうけ、昭和49年6月15日に施行されてきました。

これまで駐車場法は数回改正され、また、国は法改正に合わせて標準駐車場条例により、地方自治体が定める附置義務条例の基準を示してきました。

駐車場法や標準駐車場条例は、荷さばき車両の路上での積み降ろしが円滑な交通を妨げ緊急車両等の活動を阻害している状況や、自動二輪車の利用台数の増加に伴う駐車施設の需要に対応すること、また、車いす利用者へ配慮した駐車施設の設置に重点をおいた改正が行われてきました。

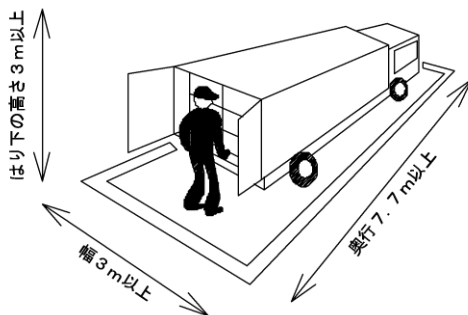
現行の川越市の条例には、荷さばき車両、自動二輪車、車いす車両に対する附置義務の規定がありませんが、道路交通の円滑化や市民の利便性の向上を図ることを目的に、新たな駐車需要を生じさせる建築物について、用途や広さに見合った駐車施設の設置について検討し、改正を行うこととしました。

また、駐車施設の駐車マスについては、現在、一般に販売されている普通自動車のサイズに見直し改正を行うこととしました。

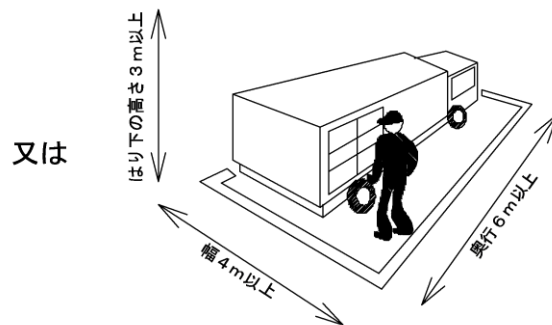
II. 改正案

- ① 荷さばき（荷物の積み込み取り降ろし）のための駐車施設の附置を義務付けます。

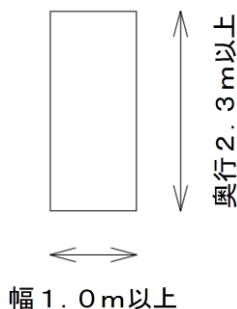
【ア】後部での荷さばき



【イ】側面での荷さばき



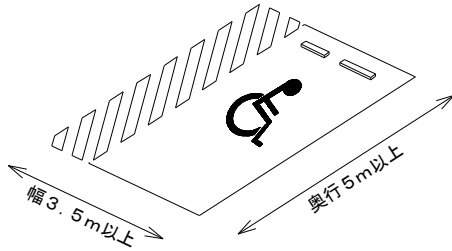
- ② 自動二輪車用のための駐車施設の附置を義務付けます。



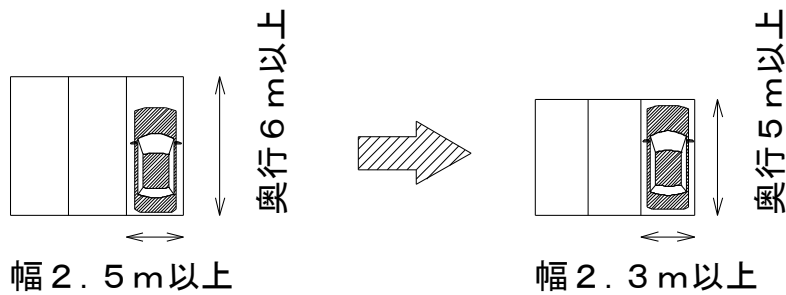
※対象建築物及び対象面積は以下のとおりです。

特定用途（百貨店その他の店舗、事務所、病院、倉庫、卸売市場、斎場等）で、特定用途に供する部分の床面積が荷さばき駐車施設は2,000㎡以上、自動二輪車の駐車施設は1,500㎡以上の建築物が対象となります。

- ③ 車いす利用者のための駐車施設の附置を義務付けます。



- ④ 駐車施設のサイズを小さく変更します。



【現行】

【改正後】

- ⑤ 混合用途の建築物の実態に見合った台数に変更します。

(非特定用途に供する部分に対する設置台数を緩和します。)

- ⑥ 建築物内の駐車施設に供する部分の面積は、対象面積には不算入とします。

※その他条例の名称に使用する漢字の変更や文言の整理等の軽微な変更を行います。

(この部分については、川越市意見公募手続条例第4条第4項第8号ロ「形式的な変更」に該当するため、意見募集の対象外となります。)

IV. 施行日について

川越市における建築物に附置すべき駐車施設に関する条例

施行予定日・・・平成24年7月1日